

支部長候補者及び支部監事の立候補受付について（公示）

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部渋谷支部（以下「当支部」という。）の支部長候補者及び支部監事立候補の受付について、以下のとおり公示します。

以下を確認のうえ、平成29年4月26日に開催する第35回定時総会において立候補の申出を行って下さい。

1. 任期

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時まで。

2. 立候補の期間（立候補する意思を届け出る期間）【支部長候補者のみ】

本公示の日から平成29年2月25日（土）まで。

3. 立候補の届出先【支部長候補者のみ】

当支部に届け出ていただきます。

当支部の所在地は、以下のとおりです。

所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-6代々木駅前ビル6階 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部渋谷支部
-----	--

4. 立候補の方法

（1）支部長候補者

支部長候補者に立候補（を予定）される方は、所定の「支部長候補者立候補（予定）届出書」に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（当支部に所属する正会員20名以上の推薦が必要となります。）を添付して、平成29年2月25日（必着）までに持参又は郵送したうえで、支部定時総会当日に立候補してください。

こちらのPDFファイルを印刷していただくか、当支部までご請求ください。

（2）支部監事

支部総会当日に立候補の申出を行ってください。なお、当支部の監事定数は2名以上3名以内です。

5. 立候補の資格要件

（1）支部長候補者

当支部の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

①平成28年度までの会費等を完納していないとき。

②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。

③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。

- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤平成28年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦役員経験が本部・支部合算4年以上ないとき。
- ⑧東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。
- ⑨東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去2年間のうちに理事会の決議に反する行為があるとき。
- ⑩その他、会の秩序及び団結をみだす行為があるとき。

（2）支部監事

当支部の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①平成28年度までの会費等を完納していないとき。
- ②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤平成28年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦役員経験が本部・支部合算4年以上ないとき。
- ⑧東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。
- ⑨東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去2年間のうちに理事会の決議に反する行為があるとき。
- ⑩その他、会の秩序及び団結をみだす行為があるとき。

平成29年2月10日

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
渋谷支部 支部長 清水 修司

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

渋 谷 支 部 御 中

支 部 長 候 补 者 立 候 补 届 出 書

私は、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部渋谷支部 支部長候補者に立候補します
ので、支部組織運営規定第4条第1項の定めに基づき、その意思をここに表明します。

平成 年 月 日

商 号 _____

主たる事務所 _____

入会年月日 昭和・平成 年 月 日

立候補者氏名 _____ 印

添付書類 1. 支部役員会による推薦状（又は議事録写し）

2. 正会員20名以上による推薦状

※上記のいずれかにマル印をお付けのうえ当該書類を添付してください。

以 上

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

渋谷支部 御中

支 部 長 候 補 者 推 薦 状

私は、当支部所属の正会員_____ 氏を公益社団法人全日本不動産
協会東京都本部渋谷支部の支部長候補者として推薦します。

平成29年 月 日

推薦者の商号_____

事務所所在地_____

推薦者の氏名_____ 印

(注意事項)

「推薦者の氏名」欄には、立候補者（被推薦者）ではなく、推薦者の氏名を記載して下さい。

この推薦状は、立候補の届出に必要となりますので、立候補者にご提出下さい。

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部渋谷支部組織運営規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部支部組織運営細則（以下「細則」という。）第33条第1項の規定に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 支部長候補者及び支部監事の選出等

(立候補)

第2条 支部長候補者及び支部監事に立候補する者は支部総会当日に立候補の申出を行なわなければならない。

(立候補受付の公示)

第3条 支部役員会は支部長候補者及び支部監事の立候補受付について、支部ホームページに記載する方法その他適当な方法により、正会員に周知するよう努めるものとする。

(立候補の資格)

第4条 支部長候補者になろうとする者は、当支部に所属する会員歴4年以上の正会員であり、20名の推薦状、または、支部役員会の推薦を受けて、支部総会開始60日前までに立候補する意思を支部事務所に書面で届け出なければならない。

2 支部長候補者及び支部監事になろうとする者は東京都本部役員資格審査委員会規定第8条に規定する条件を満たしていなければならない。

(選挙の方法)

第5条 支部長候補者及び支部監事の選挙方法は、支部総会の決議による。

2 支部総会に出席できない正会員は、支部長候補者及び支部監事選出に関する議案については、議決権の代理行使及び書面による議決権の行使をすることができない。

(役員に関する届出書)

第6条 新たに就任した支部長候補者及び支部監事は就任と同時に本部長に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 支部長候補者就任承諾書
- (2) 支部監事就任承諾書

第3章 支部補助執行機関

(委員会の種別及び管掌事項)

第7条 支部に次の委員会を置き、管掌事項は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア 会議の開催に関する事項
- イ 会員の入会、退会及び変更手続き等に関する事項
- ウ 人事に関する事項
- エ 行政、他団体及びその他外部との連絡に関する事項
- オ 宅地建物取引主任者資格試験の実施への協力に関する事項

- カ 事務局の指導監督に関する事項
- キ その他庶務一般及び他の委員会に属しない事項

(2) 財務委員会

- ア 収支予算の編成及び運用に関する事項
- イ 収支決算の報告に関する事項
- ウ その他の会計及び経理に関し必要な事項
- エ 資産の運用管理に関する事項

(3) 広報委員会

- ア 広報活動に関する事項
- イ 都民・宅地建物取引業従事者に対する知識の普及啓発に関する事項

(4) 相談委員会

- ア 不動産の相談に関する事項

(5) 組織委員会

- ア 組織の拡充強化に関する事項
- イ 会員実態調査の実施に関する事項
- ウ 会員増強に関する事項

(6) 教育研修委員会

- ア 都民・宅地建物取引業従事者に対する知識の普及啓発に関する事項
- イ 研修資料の作成に関する事項
- ウ 不動産保証協会から委託される法定研修会に関する事項

(7) 流通推進委員会

- ア 不動産流通の近代化促進に関する事項
- イ 不動産価格の調査に関する事項
- ウ 流通協業化に関する事項
- エ その他流通業務の指導運営に関する事項

(8) 自主規制委員会

- ア 会員の宅地建物取引業法違反及び取引に関する紛争の調査、処理及び指導に関する事項
- イ 宅地建物取引業者間の紛争処理に関する事項
- ウ 公正競争規約普及及び指導員養成講座への参加に関する事項
- エ 公正競争規約に基づく指導監督に関する事項

(9) 厚生委員会

- ア 会員相互の親睦・交流及び福利厚生に関する事項

(特別委員会)

第8条 支部は必要に応じ支部役員会の決議を経て特別委員会を置くことができる

- 2 委員長、副委員長及び委員の選任は支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。
- 3 特別委員会がその任務を終了したときは、支部役員会の決議を経て解散する。

(委員の選任)

第9条 委員長・副委員長・委員の選任は、支部役員会の決議を経て、支部長が委嘱する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、別に定めのある場合を除き、細則第19条の定めるところに準ずる。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

3 委員会は、別に定めのある場合を除き、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし委任状をもって出席とみなす。

4 委員会の決議は、別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって行う。

第4章 雜 則

(役員の委嘱)

第12条 支部長は、支部の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、法人である正会員の当該法人役員である者に対して、支部役員を委嘱することができる。

2 前項の支部役員は、支部総会及び支部役員会へ当該法人の代表者に変わり出席することができるが、議決権を有しない。

(報告)

第13条 支部長は、細則に別に定めるもののほか、次の事項については、すみやかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 会員が、業務に関し法令に違反し、又は違反するおそれのある行為があり、その他当本部の信用を失う行動をしたとき
- (2) 会員に関する異動、その他重要な変動があったとき
- (3) 支部役員に異動があったとき

(規定の準用)

第14条 支部総会運営にあたっては、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部総会議事運営規定を準用する。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、支部役員会の決議を経て、東京都本部理事会の承認を得なければならない。

1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成28年4月25日 一部改正